

直轄治山災害関連緊急事業

1 事業内容

民有林直轄治山事業の施行区域（施行予定区域を含む。）内において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

2 採択基準

次のいずれかに該当し、1箇所の復旧事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に係る市町村道にあつては、迂回路のあるものを含む。）、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
 - ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
 - ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。
- など。

3 事業主体

国（森林管理局）

4 負担率

2 / 3

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」